

II 小児(胎児含む)死亡事例におけるオートプシー・イメージング(Ai)の動向

1. 小児死亡事例に対する
死亡時画像診断モデル事業の概要

江崎 治朗 厚生労働省医政局医事課主査/内閣府死因究明等施策推進室

死因究明制度の
歴史的経緯

わが国は、明治期の近代的な刑事手続法の整備に伴う司法解剖制度〔明治23(1890)年、いわゆる旧々刑事訴訟法〕、コレラや赤痢の流行に伴う伝染病死亡者の届出制度〔明治30(1897)年、伝染病予防法〕、終戦直後の餓死者の続出を受けた監察医制度〔昭和24(1949)年、死体解剖保存法〕など、その時代の社会背景に応じた死因究明体制を構築してきた。

しかし、わが国の死因究明制度は、諸外国に比べ必ずしも十分なものとはいえない状況にあり、加えて、犯罪行為により死亡したものを病死と判断するなどし、犯罪を見逃してしまったケースも見受けられたことから、死因究明体制の強化が強く求められるに至った¹⁾。

このような状況を踏まえ、平成24(2012)年9月には「死因究明等の推進に関する法律」が施行され、死因究明等推進会議において、死因究明等の推進に関して講ずべき必要な法制上又は財政上の措置等を定めた死因究明等推進計画(以下、推進計画)の案が策定され、平成26(2014)年6月に閣議決定された¹⁾。

現在、わが国の死因究明等の施策については、推進計画に基づいて、内閣府死因究明等施策推進室を中心に、厚生労働省、警察庁、法務省、文部科学省、海上保安庁などが緊密に連携しつつ推進している。

小児死亡事例に対する
死亡時画像診断モデル
事業

推進計画においては、「厚生労働省において、死亡時画像診断の有用性や有効に行うための条件等を検証するため、異状死死因究明支援事業で実施する小児死亡例に対する死亡時画像診断の情報や医療施設内の小児死亡例に対する死亡時画像診断の情報を日本医師会に委託してモデル的に収集・分析するほか、警察が実施する小児死亡例の死亡時画像診断に関し警察庁なども連携を図り、その結果を検証する。また、当該結果を踏まえて、5年後を目途に、日本医師会内の検討会において、死亡時画像診断全体の在り方を含めた検案する医師の参考となるマニュアルを作成していく」とされている¹⁾。これを踏まえ、厚生労働省は、日本医師会に委託して「小児死亡事例に対する死亡時画像診断モデル事業」(以下、モデル事業)を実施している。

モデル事業は医療施設ごとに参加登録をしており、参加施設は原則としてすべての小児死亡事例(15歳未満)を対象として、死亡時の画像(CT、MRIなどの画像)撮影を実施することとなっている。施設内での小児死亡事例「全例」を対象とすることにより、小児死亡事例における死因の構成割合を算出し、さらにその死因を診断するのに最も有効な診断手法(臨床診断、死亡時画像診断もし

くは全身解剖)を明らかにすることが可能となる。医療施設で撮影された小児死亡事例の画像および情報は、匿名化された状態で一般財団法人Ai情報センターに送付され、死亡時画像診断を専門とする放射線科医が読影を行い、その結果は医療施設にフィードバックされる。また、収集された画像などについては、モデル事業運営会議に設置されたワーキンググループにおいて分析される。

モデル事業に参加することにより、医療施設は読影経費を要することなく、死亡時画像診断の専門家による読影結果を遺族に説明することが可能となる。なお、死亡時画像診断の撮影経費については「異状死死因究明支援事業」を、死亡時画像診断のための装置(CTやMRI)の購入経費については「死亡時画像診断システム等整備事業」を活用することも可能である。また、厚生労働省から日本医師会に、医師および診療放射線技師を対象とした「死亡時画像診断研修会」の実施を委託しているため、ぜひご参加いただきたい。

本稿においては、近時の研究成果も交えつつ、今後どのような方向性でモデル事業を推進していくべきかについて考えたい。

近時の研究成果

推進計画にもあるように、厚生労働省は「死亡時画像診断の有用性や有効に行うための条件を検証するため」にモデル事業を行っている¹⁾。したがって、